

令和2年6月30日

保護者 様

千葉県立千葉聾学校
校長 渡邊 哲夫

短縮日課の終了と通常日課の再開について

これまでの新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対する本校の対応に対しまして、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、6月26日付けで県教育委員会より、「6月29日以降、遅くとも7月の定期考査開始日までに学校長の判断で時差通学・短縮日課を終了し、通常登校・通常日課に戻すこと」とする旨の通知がありました。

つきましては、本校におきましては、7月6日（月）より通常日課といたします。それに伴い、部活動も7月6日（月）以降は通常の時間での活動とします。また、対外試合・合宿等についての詳細は、別途通知が届き次第お知らせいたします。

なお、学校で感染者が出た場合、原則として、保健所の指示による消毒及び濃厚接触者の特定がされるまでの間、学校全体について臨時休校となります。今後も感染拡大の予防対策を万全にし、十分な警戒を継続した上で対応して参りますので、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

~~~~~  
1学期末（7月31日）まで学校は以下のように対応します

#### ■登下校・日課について

- ・8：30登校に戻ります。（昇降口での健康チェック等は継続します）  
※幼稚部については9：15（年少は9：30）登校です。
- ・小学部45分授業、中・高等部は50分授業に戻ります。（給食については、食堂の時差利用を継続します。詳しくは裏面を御覧ください。

#### ■部活動について

- ・15：50～17：45の活動 17：50最終下校に戻ります。
- ・対外試合（県外を含む）は7/17以降実施可として通知されました。
- ・宿泊を伴う部活動（遠征試合、合宿等）については、当面の間不可となっています。

#### ■学校関係者（幼児児童生徒、職員、家族）に感染者が出た場合

- ・治癒するまで出席停止となります（幼児児童生徒）。
  - ・濃厚接触者が特定されるまで臨時休校（休校の期間はその都度判断されます）。
- ※詳しくは裏面を御覧ください。

7月6日（月）からの日課表

| 小学部（45分授業）               | 中学部・高等部（50分授業）     |
|--------------------------|--------------------|
| 8:30～ 8:40 ホームルーム        | 8:30～ 8:40 ホームルーム  |
| 8:40～ 8:50 自立活動          | 8:40～ 8:50 自立活動    |
| 8:55～ 9:40 1校時           | 8:55～ 9:45 1校時     |
| 9:50～10:35 2校時           | 9:50～10:40 2校時     |
| 10:50～11:35 3校時          | 10:50～11:40 3校時    |
| 11:35～11:45 清掃           | 11:45～12:35 4校時    |
| 11:45～12:45 給食昼休み（含：幼稚部） | 12:35～13:25 給食昼休み  |
| 12:45～13:30 4校時          | 13:25～13:35 清掃     |
| 13:40～14:25 5校時          | 13:40～14:30 5校時    |
| 14:35～15:20 6校時          | 14:35～15:25 6校時    |
| 15:20～15:30 ホームルーム       | 15:25～15:35 ホームルーム |
|                          | 15:50～17:45 部活動    |

出欠席の取り扱い

|   |                             |                                                   |
|---|-----------------------------|---------------------------------------------------|
| 1 | 感染が判明                       | 治癒するまで出席停止                                        |
| 2 | 濃厚接触者                       | 出席停止                                              |
| 3 | 発熱/風邪症状                     | 出席停止                                              |
| 4 | 本人症状なし 家族が風邪症状              | 感染拡大が懸念される場合は出席停止                                 |
| 5 | 同居家族が濃厚接触者                  | 本人に症状が無ければ出席可<br>相談があれば出席停止も可                     |
| 6 | 基礎疾患等のため医師に相談の上、登校すべきでないと判断 | 出席しなくてもよいと校長が認めた日とする                              |
| 7 | 症状はないが心配なので休ませたい            | 保護者の考えが合理的な場合は➡出席しなくてもよいと校長が認めた日とする。又は校長判断で出席とする。 |
| 8 | 外国からの帰国で2週間待機を要請された         | 要請された期間は出席停止                                      |